

◇ 資 料 ◇

『1804年ナポレオン民法典』（6）〔遺稿〕**

中 村 義 孝* (訳)

第 6 章 売買の無効および解除 (De la Nullité et de la Résolution de la Vente)

第1658条 本編で既に定められた無効原因または解除原因およびあらゆる取り決めに共通の原因のほか、売買契約は買い戻し権の行使によりまた価格の安価なことによって解除することができる。

第 1 節 買い戻し権 (De la Faculté de rachat)

第1659条 買い戻しの権利は、売り主が主たる代金を返却し且つ第1673条に定められた償還をして、売られた物を取り返す権利を留保しておく取り決めである。

第1660条 買い戻しの権利は、5年を超える猶予期間については定めることができない。

買い戻しの権利が5年より長い期間で定められたときは、その期間は5年に短縮される。

第1661条 前条の期間は厳格であり、裁判官によって延長することはできない。

第1662条 売り主が定められた猶予期間内に買い戻し訴訟を起こさなかったときは、買い主は確定的な所有者となる。

第1663条 買い戻しの期間は、すべての者に対してまた未成年者に対しても進行する。但し、必要な場合には、権利を持っている者にする訴えは別である。

第1664条 買い戻しの取り決めをした売り主は、買い主からさらに買った者との契約において買い戻しの権利が表明されていなかったときでも、買い主からさらに買った者に対して買い戻しの訴訟を起こすことができる。

* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

** 本稿は、故中村義孝教授がご生前に翻訳されていたものを、翻訳者未校正のまま、ご遺族の了承を得て掲載しました。

第1665条 買い戻しの取り決めをした買い主は、その売り主の権利をすべて行使できる。買い主は、本当の持ち主に対しても売られた物についての権利または抵当権を主張する者に対しても時効を取得することができる。

第1666条 買い主は、売り主の債権者に対して検索の抗弁の利益 (*bénéfice de la discussion*) で異議を申し立てることができる。

第1667条 相続財産の不可分な一部の買い戻しについて取り決めをした買い主が、自分に対してなされた競売について全部の落札者となったとき、売り主が買い戻しの取り決めを利用することを望むときは、買い主は売り主に対してすべてを買い戻すよう義務づけることができる。

第1668条 複数の者が共同して一つの契約で複数の者に共通の相続財産を売ったときは、各人はその者がもっている部分についてしか買い戻し訴訟を起こすことはできない。

第1669条 一つの相続財産だけを売った者が複数の相続人を残したときも前条と同様とする。

それぞれの共同相続人は、相続において自分が手に入れた部分についてしか買い戻し権を行使できない。

第1670条 但し、前2カ条の場合に、買い主は、相続財産すべてを取り戻すために共同売り主または共同相続人の間で和解するためにそれらの者が訴訟中であると要求することができる。それらの者が和解しなかったときは、買い主はその訴訟を拒むことができる。

第1671条 複数の者に属する相続財産の売買が共同してなされず且つすべての相続人が一緒になってなされず、各相続人が自分が有する部分しか売らなかったときは、相続人は、自分が持っている部分についてそれぞれ別個に買い戻し訴訟を起こすことができる。

買い主は、前項の方法を行使する者にすべてを買い戻すよう強制することはできない。

第1672条 買い主が複数の相続人を残したときは、相続財産がまだ分割されていない場合で、売られた物が相続人の間で分配されていた場合は、買い戻し訴訟は、それぞれの持ち分についてしか訴訟を起こすことはできない。

しかし、相続財産の分配が行われ且つ売られた物が相続人のうちの1人のものとなった場合は、買い戻し訴訟はすべてにつきその1人に対して起こすことができる。

第1673条 買い戻しの取り決めを利用する売り主は、その代金を返還するだけでな

く、売買にかかった費用および法定費用、必要な修繕およびそのために値上がりした金額に達するまでの不動産価格が値上がりした補償を償還しなければならない。売り主は、これらの義務をすべて果たすまでは所有権を回復することはできない。

売り主が買い戻しの取り決めの結果、その不動産を買い戻したときは、売り主は、買い主が負担していた債務および抵当権のすべてを免除させてそれを取り戻す。売り主は、買い主が詐欺なしに行った不動産の賃貸借を実行しなければならない。

第2節 損害を理由とする売買の取り消し (De la Rescision de la Vente pour cause de lésion)

第1674条 売り主は、不動産価格の12分の7以上の損害を受けたときは、売り主がその契約においてこの損害を請求する権利を明白に放棄していたときでも、また値上がりを想定すると告げていたときでも、売買の取り消しを請求する権利を有する。

第1675条 12分の7以上の損害があるかどうか判断するためには、その不動産の売買時の状態および価格を評価しなければならない。

第1676条 売買の取り消し請求は、売買の日から起算して2年を経過した後は受理されない。

前項の期間は、婚姻している女性、生死不明の者、禁治産者、それを売った成人から権利を譲られた未成年者に対しても進行する。

この期間は、買い戻しの取り決めにおいて決められた間も進行し、中断はされない。

第1677条 損害の証明は判決によらなければ認められず、また明確に述べられた事実が十分に真実らしく損害を推定させるのにかなり重大な場合でなければ認められない。

第1678条 前条の証明は3人の鑑定人の報告によらなければならず、その鑑定人は共通した1通の報告書を作成しなければならず、多数決により1通の意見しか表明してはならない。

第1679条 3人の鑑定人の意見が異なるときは、報告書にはその理由を述べなければならず、それぞれの鑑定人の意見を記すことは認められない。

第1680条 3人の鑑定人は職権で任命されなければならない。但し、当事者が同時に3人の任命について合意したときはこの限りでない。

第1681条 その取り消し訴訟が認められたときは、買い主は、自分が支払った料金を得てその物を返却するか、全価格の10分の1を差し引いて正当な値段の割り増し料金を支払って不動産を手放さないかを選択できる。

第三所有者も同様の権利を有する。但し、売り主に対する担保責任は別とする。

第1682条 買い主が前条に定められた割り増し料金を支払って不動産を手放さない方を望むときは、取り消し請求の日から、割増料金の利息を支払わなければならない。

買い主が不動産を返して料金を受け取る方を望むときは、請求の日から果実を返還しなければならない。

買い主が支払った代金の利息は、請求の日から買い主に払われ、またはいかなる果実も受けとらなかつたときは料金支払いの日から買い主に支払われる。

第1683条 買い主のためには、損害を理由とする売買の取り消しは行われぬ。

第1684条 損害を理由とする取り消しは、すべての売買において、法律にもとづいて、司法権のほかは行うことができない。

第1685条 複数の者が共同でもしくは別々に売った場合または売り主もしくは買い主が複数の相続人を残した場合について前条で定められた規定は、売買の取り消し訴訟の執行についても遵守されなければならない。

第7章 共同所有物の競売（De la Licitation）

第1686条 共通の一つの物が複数の者に手軽に分割できず、また損害なしには分割できないとき、

または合意によって共通の物を分割する場合に、共同分割者の誰もが所有することができない物もしくは所有することを望まない物があるときは、

競売によってその物を売却し、その代金は共同所有者の間で分割される。

第1687条 それぞれの共同所有者は、競売に際して複数の他人を立ち会わせることを請求できる。共同所有者の一人が未成年者であるときは、必ず複数の他人を立ち会わせなければならない。

第1688条 競売について遵守すべき方法および手続きは、相続の編および司法法典（Code judiciaire）で定められる。

第8章 債権およびその他の無体財産権の移転 (Du Transport des Créances et autres Droits incorporels)

- 第1689条 債権、権利または訴権を第三者に移転する場合は、譲渡人と譲受人の間での証書の引き渡しによって権利の移転が行われる。
- 第1690条 譲受人は、債務者に対してなされた移転の通知によらなければ第三者に関して権利を奪われぬ。
- 譲受人は、公式証書で債務者がなした権利移転の承認により権利を奪われる。
- 第1691条 譲渡人または譲受人が債務者に権利移転を通知する前に、譲受人が譲渡人に支払ったときは、譲受人は正式に債務を免除される。
- 第1692条 債権の売却または譲渡は、保証、先取特権および抵当権などの債権の付属物を含む。
- 第1693条 債権またはその他の無体の権利を売る者は、たとえ保証がなされていなくても、権利移転のときにその権利の現存を保証しなければならない。
- 第1694条 売り主は、債務者の支払い能力を保証したときに限り、債権から得た代金に達するまで、債務者の支払い能力について責任を負う。
- 第1695条 売り主が債務者の支払い能力の保証を約束したときは、この約束は現在の支払い能力に限って及び、売り主がそのことをはっきりと取り決めなかったときは将来の支払い能力には及ばない。
- 第1696条 目的物の細部まで特定しないで相続財産を売却する者は、相続人の資格だけを保証すればよい。
- 第1697条 売り主がなんらかの土地の果実を既に得ていたときまたはその相続財産に属するなんらかの債権の総額を受け取っていたときまたは相続財産のうちなんらかの財産を売却したときは、売り主は買い主にそれを返還しなければならない。但し、売却の際にそれを自分のために取っておくことを明確に表明していたときはこの限りでない。
- 第1698条 買い主は、売り主が相続財産の負債および義務について支払った物を売り主に返還しなければならず、反対の取り決めがない限り、売り主がその債権者であったすべてのことを売り主に報告しなければならない。
- 第1699条 他人から訴訟の権利を譲り受けた者は、譲り渡し人が支払った費用および賃料とともにまた譲受人が譲渡の費用を支払った日からの利息とともに譲受人が支払った譲渡の費用を償還してその訴訟を受けることを免れさせることが

できる。

第1700条 権利の内容について訴訟および異議があるときは、その物は紛争があるとみなされる。

第1701条 第1699条に定められた規定は、次の場合には中止される。

1. 譲渡が、譲渡権の共同相続人または共同所有者に対してなされた場合、
2. 譲渡が、支払われるべき者の支払いの債権者に対してなされた場合、
3. 譲渡が、紛争中の相続財産の所有者に対してなされた場合。

第7編 交換（De l'Échange）

第1702条 交換とは、当事者がそれぞれある物と別の物を授受する契約である。

第1703条 交換とは、売買と同じ方法で合意のみにより行われる。

第1704条 交換の一方の契約者が交換において自分に与えられた物を既に受け取り、その後にもう一方の契約者がその物の所有者でないことを立証するとき、交換のために約束した物の引き渡しを強制されることはなく、ただ受け取った物を返還しなければならない。

第1705条 交換により受け取った物の所有権を剥奪された交換の一方の相手は、損害賠償をするかまたはその物を再び要求するかを選択できる。

第1706条 損害による取り消しは、交換契約においては行われない。

第1707条 売買契約について定められたその他の規定は、すべて交換にも適用される。

第8編 賃貸借契約（Du Contrat de Louage）

第1章 総則（Dispositions générales）

第1708条 賃貸借契約は次の2種類とする。

- 物の賃貸借、
- 労働の賃貸借。

第1709条 物の賃貸借とは、一方の者が他方の者に一定の代金を払わせて一定期間ある物を享有させる義務を負わせる契約である。

第1710条 労働の賃貸借とは、双方が合意した代価と引き替えに一方の者が他方の者のためにあることを行う約束をする契約である。

第1711条 第1708条の2種の賃貸借は、さらに次の特別な数種類に細分される。

建物または動産賃貸借 (bail à loyer) と呼ばれる家屋および動産の賃貸借、
農地賃貸借 (bail à ferme) と呼ばれる農業不動産 (héritages ruraux) の賃
貸借、

報酬 (loyer) と呼ばれる仕事または役務の賃貸借、

家畜賃貸借 (bail à cheptel) と呼ばれる所有者とそれを託された者の間でそ
の利益を分配する家畜の賃貸借、

一定の代金と引き替えに労働の請負のための見積書 (devis), 取引 (mar-
ché), または完成した値段 (prix fait) は, 労働をしてもらう者が材料を提供
したときは, 賃貸借である。

最後の3種類は特別な規定に従う。

第1712条 国有財産, 市町村財産, 公施設の財産の賃貸借は特別な規定に従わな
ければならない。

第2章 物の賃貸借 (Du Louage des choses)

第1713条 あらゆる種類の動産または不動産は賃貸借することができる。

第1節 家屋および農業財産の賃貸借に共通の規定 (Des Règles communes aux Baux des Maisons et des Biens ruraux)

第1714条 賃貸借は, 書面によりまたは口頭で行うことができる。

第1715条 書面なしでなされた賃貸借がまだ実行されておらず, 一方の当事者が
その賃貸借を否定するときは, その代金がいくら安かろうが, 手付金が支払わ
れたことが申し立てられようが, 証人による証言は認められない。

賃貸借を否定する者に対しては宣誓を求めることができる。

第1716条 その執行が開始された口頭による賃貸借の代金について異議があり, 領
収書がないときは, 所有者の宣誓を信用しなければならない。賃借人が鑑定
人による評価を請求することを望むときは, 鑑定人に評価をさせなければなら
ない。その場, 賃借り人の主張する値段を超えたときは, 評価の費用は賃借り
人の負担とする。

第1717条 賃借り人は, その権利が禁じられていない限り, 転貸借の権利およびそ
の賃貸借権を他人に譲る権利をもつ。

貸主は, その権利の全部または一部を禁止することができる。

上の条項は, 常に厳守されなければならない。

第1718条 既婚の女性の賃貸借に関する婚姻契約の編および夫婦それぞれの権利に

ついでこの編の規定は、未成年者の財産賃貸借に適用される。

第1719条 賃貸し人は、契約の本質により且つ特別な取り決めなしに、以下の責任を負う。

1. 賃貸した物を賃借りに引き渡すこと、
2. その物を賃貸された用法に従って使用できる状態に維持すること、
3. 賃貸借の期間、賃借りが平穩にそれを享有できるようにすること。

第1720条 貸し主は、あらゆる種類の修繕をした良い状態で物を引き渡さなければならない。

貸し主は、賃貸借期間中は、借り主がなすべきこと以外は、必要なすべての修理をしなければならない。

第1721条 貸し主は、賃貸借契約の際に知らなかったときでも、利用を妨げる賃貸物のあらゆる欠陥または不備について賃借りに保証をしなければならない。

欠陥または不備のために借り主がなんらかの損害を被ったときは、貸し主はそれを賠償しなければならない。

第1722条 賃貸借の期間中に、賃貸した物が偶然の事故によって全体が破損したときは、賃貸借契約は当然に解消される。賃貸した物の一部だけが破損したときは、事情により、借り主は、賃貸価格の一部の値下げかまたは賃貸借契約の解除を請求することができる。いずれの場合においても、いかなる損害賠償も行われない。

第1723条 貸し主は、賃貸借契約期間中は、賃貸した物の形状を変更することはできない。

第1724条 賃貸借期間中に賃貸したものに緊急の補修の必要が生じ、契約期間満了までその補修を延期することができないときは、借り主のためにいかに不便が生じるときでも、また修理の間その物の一部の使用ができないときでも、借り主はその補修を耐え忍ばなければならない。

その修理に40日以上の間がかかるときは、修理期間および使用できなかった賃貸物の部分の割合に応じて賃貸料は減額されなければならない。

修理が賃借り人およびその家族の居住に必要な居住できる状態にもどらないときは、借り主は賃貸借契約を解除することができる。

第1725条 貸し主は、第三者がその物の享有に暴力で加えた損害について、賃貸物のいかなる権利も主張しなかったときは、借り主に保証しなくてもよい。但し、借り主が自己の名において訴訟を起こす場合は別である。

第1726条 逆に、借家人または賃借りが土地の所有に関する訴訟によってその所

有権を侵害されたときは、借家人または賃借り人は家屋賃貸借または土地賃貸借の代金について比例した減額を請求する権利を有する。但し、混乱および妨害が所有者に対して告発されたときは別である。

第1727条 貸し主は、暴力を働いた者が賃貸物についてなんらかの権利があると主張しまたは借り主が自らその物の全部または一部の放棄を余儀なくさせる訴えを受けまたはなんらかの義務を行うべしという訴えを受けて自ら裁判所に呼び出されたときは、借り主を保証人として呼び出さなければならず、借り主が要求するときは、借り主を所有者のために名前をあげて訴訟を免れさせなければならない。

第1728条 借り主は、次の二つの主要な義務を負う。

1. 慎重で注意深く借りた物を使い、賃貸借契約により与えられた物の使用目的に従って、または約束がないときは事情により推定される使用目的に従って借りた物を使うこと、
2. 取り決められた時期に賃貸借料を支払うこと。

第1729条 貸し主は、借り主が借りた物をそれに割り当てられた用法以外の用法で使用しまたは貸し主にとって損害を生じ得る用法で使用したときは、事情に応じて、賃貸借契約を取り消すことができる。

第1730条 貸し主と借り主の間で貸家現状書 (état des lieux) が作成されていたときは、借り主は貸家現状書に従ってそれを受け取った元のままで返還しなければならない。但し、老朽化または不可抗力により滅失または損壊した場合はこの限りでない。

第1731条 貸家現状書が作成されていなかったときは、借り主は、賃借り人負担の修繕 (réparations locatives) をして良い状態でそれを受け取ったものと推定され、その状態でそれを返還しなければならない。但し、反対の証拠がある場合はこの限りでない。

第1732条 賃借り人は、賃借り期間に起こった損壊または滅失の責任を負う。但し、賃借り人の過失ではなく損壊または滅失が起こったことが証明された場合はこの限りでない。

第1733条 賃借り人は、次のことが証明されない限り火災の責任を負う。

火災が偶然の出来事によりもしくは不可抗力によりまたは建物の欠陥により起こったこと、

火災が隣家から伝わったこと。

第1734条 複数の賃借り人がいるときは、すべての賃借り人は連帯して火災の責任

を負う。

火災が賃借り人のうちの一人の住居で発生したときは、その賃借り人だけが責任を負う。

または借り主の中で自己の住居から火災が発生しなかったことを証明したときは、その者は責任を負わない。

第1735条 借り主は、その家の者の行為または転借り人の行為によって起こった損壊および滅失について責任を負う。

第1736条 賃貸借が書面なしに行われたときは、一方の当事者は他方の当事者に対して、その場所の慣例により定められた期間を守らなければ賃貸借契約の解除を通告することはできない。

第1737条 賃貸借契約が書面によってなされたときは、契約解除の通告はならず、定められた期間の満了により賃貸借契約は当然に終了する。

第1738条 書面による賃貸借の満了の際に、賃借り人が占有したままであるときは、書面によらない賃貸借に関する条に定められた効力で新たな賃貸借が行われる。

第1739条 賃借り人は、署名された契約解除文書があるときは、物の占有を継続しているときでも、暗黙の更新を援用することはできない。

第1740条 前2カ条の場合には、賃貸借のために提供された保証は、延長の結果生じた義務には及ばない。

第1741条 賃貸借契約は、賃貸物の滅失および賃貸し人および賃借り人それぞれが約束を守らなかったことにより解消される。

第1742条 賃貸借契約は、賃貸し人の死亡によっても賃借り人の死亡によっても解消されない。

第1743条 賃貸し人が賃貸物を売るときは、買い主は、真正な賃貸借契約を有しその日付が確かな農地の賃借り人または借家人を退去させることはできない。但し、賃貸借契約によって退去させる権利が留保されている場合はこの限りでない。

第1744条 賃貸借契約の際に、その売却の場合には買い主が農地の賃借り人または借家人を退去させることができず損害賠償についていかなる取り決めもなされていなかったという合意があったときは、賃貸し人は以下の方法で賃借り人または借家人に補償をしなければならない。

第1745条 貸し主は、家屋、アパートまたは店舗については、その場所の慣例に従って賃貸借契約解除と退去の間に認められる期間退去させられた賃借り人に

対して損害賠償として、家賃相当額を支払う。

第1746条 農業財産については、貸し主が小作人に支払うべき補償金は、賃貸借が存続するすべての期間について価格の3分の1とする。

第1747条 多額の前払い金を必要とする工場またはその他の施設については、補償金は、鑑定人によって決定されなければならない。

第1748条 買い主は、賃貸借契約により留保されている権利を利用することを望み、売却の場合には小作人または賃借人を退去させることを望むときは、さらに、契約解除の場所で通常用いられる時期に前もって賃借人に通知しなければならない。

買い主は、農業財産の小作人には少なくとも1年前に通知しなければならない。

第1749条 小作人または賃借り人は、貸し主または新たな買い主が上で定められた損害賠償を支払わないときは、契約を解除されることはない。

第1750条 賃貸借が公署証書によってなされていないときまたは確定日付がないときは、買い主はいかなる損害賠償の責任もない。

第1751条 買い主は、買い戻しの取り決めで、買い戻しについて定められた期間の満了によって譲渡不可の所有者となるまでは、賃借り人を退去させる権利を行使することはできない。

第2節 動産の賃貸借に特別の規定 (Des Règles particulières aux Baux à loyer)

第1752条 賃貸し人は、借家人が家屋に十分な家具を備えないときは、借家人を退去させることができる。但し、借家人が家賃に相当する担保を提供するときはこの限りでない。

第1753条 転賃借人は、それが差し押さえられたときにその債務者であった転賃借の賃料までしか所有者に支払わなくてもよい。また前もってなされた支払いに對抗することはできない。

賃貸借に定められた取り決めによってまたその地の慣例に従って転賃借人が行った支払いは、前もってなされた支払いとは見なされない。

第1754条 借り主が負担すべき修理または日常維持のためのささいな修繕は、反対の取り決めがない限り、その地の慣例に従って定まったものとする。その他の中でも次の修理は、借り主がしなければならない。

暖炉、暖炉の後壁、暖炉の縁枠および暖炉の横板、

アパートその他の場所の1メートルの高さまでの壁の低い部分の塗り替え、壊された部分が少しだけのときは、部屋の敷石および窓枠、窓ガラス、但し、雹またはその他の異常な出来事、不可抗力による場合は借り主は責任を負わない、

門、窓枠、隔壁または店舗の入り口の板、蝶番、戸の掛けがねおよび錠。

第1755条 借家人の責任とみなされる修繕でも、それが老朽化または不可抗力によって起こったときは、借家人は責任を負わない。

第1756条 井戸の掃除、便壺の溝の泥さらいは、反対の取り決めがない限り、貸し主がしなければならない。

第1757条 家屋全体、母屋全体、店舗またはその他すべてのアパートに備え付けるために提供された家具転貸借は、その土地の慣例により、家屋、母屋、店舗またはすべてのアパートの通常の賃貸期間についてなされたものと見なされる。

第1758条 家具付きアパートの賃貸しは、年ごとについてなされたときは、1年ごとの期間でなされたものと見なす、

月ごとについてなされたときは、1カ月ごとの期間でなされたものと見なす、

日ごとについてなされたときは、1日ごとの期間でなされたものと見なす。

賃貸しが年ごと、月ごと、または日ごとでなされたことについて異議がないときは、賃貸借はその土地の慣例にもとづいてなされたものと見なされる。

第1759条 家屋またはアパートの賃借り人が賃貸借の証書による賃貸借期間経過後も賃借りを継続し、貸し主の側で異議がないときは、賃借り人はその場所の慣例により定まった期間、同一の条件でそれを賃借りしているものとみなされ、その場所の慣例により定まった期間に従って貸し主が家屋明渡の通告をした後でなければ借り主はそこを退去させられることはない。

第1760条 賃借り人の過失による賃貸借契約の解除の場合は、賃借り人は、貸し主が再び賃貸しするに必要な期間の賃貸費を支払わなければならない。但し、賃借り人の乱用による契約の解除の場合は、賃借り人は損害賠償を支払わなければならない。

第1761条 貸し主は、賃貸した家屋に自分が住むことを望むと述べるときでも賃貸借契約を解除することはできない。但し、反対の取り決めがあるときはこの限りでない。

第1762条 賃貸借契約において貸し主がその家屋に住むようになることが合意されていたときは、貸し主はその場所の慣例により定められた時期に前もって契約

解除を通知しなければならない。

第3節 農地賃貸借に特別な規定 (Des Règles particulières aux Baux à ferme)

第1763条 果実を貸し主と分配する条件で耕作する者は、賃貸借契約によってその権利が明確に認められていなかった限り、その土地を転貸することも譲渡することもできない。

第1764条 借り主が前条の規定に違反したときは、土地所有者はその土地を取り戻す権利を有し、借り主は賃貸借契約の不履行によって生じた損害賠償の責任をとななければならない。

第1765条 農地賃貸借においては、その土地の面積が実際より少ないかまたは多い場合は、売買の編において定められた場合の規則に従わなければ、農地賃借り人のために賃料の増減は行われぬ。

第1766条 貸し主は、土地の借り主が土地の活用に必要な家畜および農具を備えないとき、耕作を放棄したとき、慎重に注意深く耕作しないとき、その用途に従った以外の方法で賃借物を使ったときまたは一般的に賃貸条項を守らずその結果貸し主に損害を引き起こしたときは、状況に応じて賃貸借契約を解除することができる。

借り主は、借り主の行為にもとづく契約解除の場合は、第1764条に定めるように損害賠償の責任を負う。

第1767条 農地の借り主は、賃貸借契約によって定められたその場所の納屋に収納物をしまっておかななければならない。

第1768条 農地の借り主は、その土地に対して犯された不当な侵害を貸し主に知らせなければならない、それをしなかったときはすべての費用および損害賠償を支払わなければならない。

前項の知らせは、その場所の距離に応じて定められた場合と同一の期間内になされなければならない。

第1769条 賃貸借契約が複数年についてなされ、賃貸借期間中は、収穫量の全部または少なくとも半分が偶然の出来事によって奪われたときは、小作人は賃貸料の減免を請求できる。但し、前年の収穫量によって埋め合わせできる場合はこの限りでない。

埋め合わせがないときは、減免の評価は賃貸借契約の終わりでなければならぬ。その場合は、数年間の収益が相殺される。

しかし裁判官は、被った損失を理由として借り主に賃料の一部の支払いを仮に免除することができる。

第1770条 賃貸借が1年限りで、損失が果実の全体または少なくとも半分であるときでも、借り主は、損失に比例した部分の賃賃料を支払わなければならない。損失が半分以下であるときは、借り主はいかなる減免も要求することはできない。

第1771条 小作人がその土地を離れた後に果実の損失が生じたときは、小作人は賃料の減免を得ることはできない。但し、賃貸借が当然の収穫量の任意処分分を土地所有者にもたらしたときはこの限りでない。その場合は、土地所有者は自分で損失を引き受けなければならない。但し、借り主が収穫量の貸し主の取り分を引き渡さなかったときはこの限りでない。

小作人は、損害の原因が現存し賃貸借契約がなされた時期に知られていたときは、同様に減免を請求することはできない。

第1772条 明確な取り決めにより、借り主は偶然の出来事について責任を負う場合もある。

第1773条 前条の取り決めは、雹、雷光、氷結または結実不良のようなありふれた出来事だけに及ぶ。

前条の取り決めは、予想されたまたは予期せぬ出来事すべてについては借り主が責任を負わない限り、戦災、その地方が通常は被らない洪水のような極端な出来事には及ばない。

第1774条 書面によらない農地の賃貸借は、賃借りが借りた土地の果実すべてを収穫するのに必要な期間についてなされたものとみなされる。

牧場、ブドウ園およびその年の内にすべての果実を収穫するその他すべての農地の賃貸借は、1年の期間でなされたものとみなされる。

耕作可能な土地の賃貸借は、輪作または季節に分割されるときは、輪作と同じ期間なされたものとみなされる。

第1775条 農地の賃貸借は、書面によらないときでも、前条に従いそのためになされたとみなされる期間の満了により当然に終了する。

第1776条 書面による農地の賃貸借期間満了の場合に、借り主が占有を続けているときは、第1774条に定められた効果で新たな賃貸借が行われる。

第1777条 農地を離れる小作人は、耕作を受け継ぐ者に適切な住まいおよび次の年の作業を容易にするその他の物を残しておかなければならず、また逆に農地に入る小作人は農地を離れる者に適切な住まいおよび家畜の飼料の消費を容易に

するその他の物および収穫を容易にするために残しておくべき物を手に入れさせなければならない。

いずれの場合にも、その土地の慣例に従わなければならない。

第1778条 農地を離れる小作人は、農地に入る際に受け取った物があるときは、その年の麦わらおよび肥料を残しておかななければならない。農地を離れる小作人がそれらを受け取らなかったときでも、農地の所有者は評価に従ってそれらの物を差し引くことができる。

第3章 仕事および勤労の賃貸借 (Du Louage d'ouvrage et d'industrie)

第1779条 仕事および勤労の賃貸借には次の主な3種類がある。

1. 他人の仕事の義務を負う勤労者の賃貸借、
2. 人または商品の輸送を引き受ける陸上および海上の運送人の賃貸借、
3. 見積書または請負契約による仕事の請負業者の賃貸借。

第1節 家事使用人および職人の賃貸借 (Du Louage des Domestiques et Ouvriers)

第1780条 期限を限ってでなければ且つ決まった事業のためでなければ役務 (service) を契約することはできない。

第1781条 雇い主は、その確認にもとづいて、次のことについて信頼される。

- 給金の額について、
- 期限が来た年の給金の支払いについて、
- その年について支払われる内金について。

第2節 陸上および水上の輸送人 (Des Voituriers par terre et par eau)

第1782条 陸上および水上の輸送人は、寄託および係争物寄託の編で定められた宿屋の主人と同じ責任で、預けられた物の管理および保管について義務を負う。

第1783条 前条の輸送人は、その建物内でまたは乗り物内で受け取った物だけでなくまたその建物または乗り物に運ぶために港または倉庫で引き渡された物についても責任を負う。

第1784条 輸送人は、自己に託された物の喪失および損傷について責任を負わなければならない。但し、その物が偶然の事故または不可抗力で喪失もしくは損傷したことを証明したときはこの限りでない。

- 第1785条 陸上および水上の公共の乗り物および公共運送の運送請負業者は、金銭登録簿、自己が引き受ける衣類および小荷物の登録簿を備えなければならない。
- 第1786条 公共の乗り物および公共運送の運送請負業者および支配人、小舟および船舶の船長は、さらに自分たちと他の市民の間の法律である特別な規則に従わなければならない。

第3節 見積書および請負契約（Des Devis et des Marchés）

- 第1787条 職人に仕事をするをを担当させるときは、その者が自己の仕事または勤労だけを提供すべきかまたは材料も提供すべきかを取り決めることができる。
- 第1788条 職人が材料を提供する場合に、その材料を雇い主に引き渡す前になんらかの方法で材料が喪失したときは、その喪失は職人が担当する。但し、雇い主がその物を受け取らなかったときはこの限りでない。
- 第1789条 職人が自己の仕事または勤労だけを提供する場合、物が喪失したときは職人は自己の過失によらなければ責任を負わない。
- 第1790条 前条の場合に、職人の過失によらないときでも、雇い主がまだそれを確認しないで、仕事を受け取られる前に物が喪失したときは、職人は給料を請求できない。但し、物が材料の欠陥により喪失したときはこの限りでない。
- 第1791条 複数の部品または尺度による仕事の場合、その確認は当事者が行うことができる。雇い主がなされた仕事の割合で職人に支払うときは、その確認は支払いを受けたすべての当事者についてなされたものと見なされる。
- 第1792条 決められた値段で建築された建造物が建築の不備によりあるいは土地の欠陥によったときでもその全部または一部が喪失したときは、建築主および請負業者は10年間その責任を負わなければならない。
- 第1793条 建築主または請負業者が土地所有者と合意した計画による建造物の請負建築について責任を負う場合は、作業または材料の値上がり口実にしてもまたその計画にもとづいてなされた変更または値上がり口実にしても、その変更または値上がりおよび所有者と合意した値段が書面により認められていなかったときは、請負業者は値段のいかなる増加も要求することはできない。
- 第1794条 雇い主は自分の意思だけで、仕事が既に始まっているときでも、請負業者にそのすべての費用、そのすべての作業、請け負う業者がその事業で得ることが出来たすべての費用を弁償して請負契約を解除することができる。

- 第1795条 仕事の賃貸借契約は、職人、建築家または請負業者の死亡により解消される。
- 第1796条 しかし所有者は、契約で定められた値段に応じて、仕事または材料が所有者に役立つかぎりは、仕事の継続に対してなされた仕事の価格および準備された材料の値段を支払わなければならない。
- 第1797条 請け負業者は、自分が雇った者の行為についても責任を負わなければならない。
- 第1798条 建物の建築または請負で作るその他の作業に雇われた職人、大工およびその他の者は、仕事をさせる者に対して訴訟が提起されたときに請負業者に対する債務者である者の仕事に達するまでしか訴訟をすることはできない。
- 第1799条 できた値段での請負契約を直接に行った職人、大工、金物師その他の職人は、本節で定められた規則に従わなければならない。それらの者が取り扱う部分についてはそれらの者は請負業者である。

第4章 家畜の賃貸借 (Du Bail à cheptel)

第1節 総則 (Dispositions générales)

- 第1800条 家畜の賃貸借は、貸し主と借り主の間で取り決めた条件で、一方の者が他方の者に家畜を保管し、飼育し世話するために家畜を与える契約の一つである。
- 第1801条 家畜の賃貸借には次の数種類がある。
単純または通常の家畜賃貸借、
折半家畜賃貸借、
小作人または地代現物納の小作人 (colon partiaire) に与える家畜賃貸借。
そのほか不適切に家畜賃貸借と呼ばれる四つ目のものがある。
- 第1802条 家畜賃貸借にあらゆる種類の成長する動物、農業または商業のための動物を加えることができる。
- 第1803条 個別の取り決めがないときは、この契約は以下の主な規則に従う。

第2節 単純家畜賃貸借 (Du Cheptel simple)

- 第1804条 単純家畜賃貸借は、借り主が家畜の増加の半分をもらうことができ減少の半分を負担する条件で、家畜を保管し、飼育した世話するために他人に家畜を与える契約である。

第1805条 単純家畜賃貸借において家畜に与えられる評価は、所有者から借り主に移行されない。

評価は、賃貸借期間満了時に存在する損失または利益を定める目的しかもたない。

第1806条 借り主は、家畜の維持について善良な家父の注意をもたなければならない。

第1807条 借り主は、それがなかったら家畜の滅失が起こらなかったようななんらかの過失による場合以外は、偶然の事故について責任を負わない。

第1808条 異議があるときは、借り主は偶然の事故であることを証明しなければならない。貸し主は借り主のせいである過失を証明しなければならない。

第1809条 偶然の事故により責任を免れた借り主は、常に家畜の生命について報告しなければならない。

第1810条 借り主の過失によらないで家畜が全滅したときは、貸し主はその滅失の損害を担当する。

その滅失が家畜の一部に過ぎないときは、もとの評価価格と家畜賃貸借契約満了のときの評価価格とにより双方が共に担当する。

第1811条 次のことを契約の中で定めることはできない。

偶然の事故により且つその過失なしに起こったときでも家畜の全滅については借り主が責任を負うこと、

滅失の場合に利益よりも多い滅失部分について借り主が責任を負うこと、

貸し主が提供した家畜より多い物を賃貸借契約の終わりに貸し主がいくらか天引きすること。

上記のような取り決めはすべて無効とする。

乳製品、堆肥および家畜が与えた動物の作業は借り主の利益となる。

毛および繁殖による増加は、借り主と貸し主で分配される。

第1812条 借り主は、元のものであっても増殖したものであってもいかなる家畜の群れも貸し主の同意なしに自由に処分することはできず、貸し主も借り主の同意なしに自分で自由に処分することはできない。

第1813条 他人の小作人に家畜が与えられたときは、土地所有者に家畜を手に入れたことを通知しなければならない。通知がないときは、土地所有者はそれを押収し、もとの小作人が土地所有者に支払うべき金銭のためにその家畜を差し押さえて、売り払うことができる。

第1814条 借り主は、貸し主に通知しないで動物の毛を刈ることはできない。

第1815条 賃貸借期間について取り決めで定まっていなときは、賃貸借期間は3年とみなされる。

第1816条 貸し主は、借り主がその義務を守らないときは、契約の解除を請求することができる。

第1817条 賃貸借契約期間の終わりにまたは契約解除のときに、家畜の新たな評価がなされる。

貸し主は、最初の評価に至るまで、各種の家畜の天引きをすることができる。最初の評価を超えた部分については分配される。

貸し主は、最初の評価を満たすのに十分な家畜がないときは、残ったものもらい、両当事者は損失をあきらめる。

第3節 折半家畜賃貸借 (Du Cheptel à moitié)

第1818条 折半家畜賃貸借とは、契約した各人が家畜の半分を提供し、利益または損失について共同している共同体である。

第1819条 借り主は、単純家畜賃貸借と同様に、乳製品、堆肥および家畜の労役を自己の利益とする。

貸し主は、乳製品および増殖について半分しか権利がない。

上記に反する契約はすべて無効である。但し、貸し主が分益小作地の所有者であり、借り主がその小作人または分益小作人であるときはこの限りでない。

第1820条 単純家畜賃貸借についてのその他の規則は、すべて折半家畜賃貸借に適用される。

第4節 所有者が小作人または分益小作人に貸与した家畜賃貸借 (Du Cheptel donné par le Propriétaire à son Fermier ou Colon partiaire)

第1款 小作人に貸与した家畜賃貸借 (Du Cheptel donné au fermier)

第1821条 家畜賃貸借 (cheptel de fer と呼ばれる) は、小作地の所有者が賃貸借契約期間の満了までの責任で小作地を小作人に貸与し、小作人が受け取った価格の評価に等しい家畜を残しておく契約をいう。

第1822条 小作人に貸与された家畜の評価は、家畜の所有権を借り主に移さない。但し、小作人の危険でそれを移すことはできる。

第1823条 反対の取り決めがないときは、すべての利益は賃貸借契約期間中は小作人のものである。

第1824条 小作人に貸与された家畜については、堆肥は小作人の個人的な利益とはならず、小作地、もっぱら用いられるべき小作地の開拓のために使われる。

第1825条 滅失は、全部であっても偶然の出来事であっても、反対の取り決めがないときは、すべて小作人の負担とする。

第1826条 小作人は、賃貸借契約の終わりに、元の評価額を支払って家畜を引き取ることはできない。小作人は自分が受け取ったのと同額を残しておかなければならない。

家畜の欠損があるときは、小作人はその欠損を支払わなければならない。それは自分に属するものを超えたものだけとする。

第2款 分益小作人に貸与した家畜賃貸借 (Du Cheptel donné au colon partiaire)

第1827条 小作人の過失なしに家畜の全部が滅失したときは、その滅失は貸し主の負担とする。

第1828条 小作人は通常の価格より安い値段で家畜の毛を貸し主に譲るという取り決めをすることができる。

貸し主は、より多い利益を得るという取り決めをすることができる。

貸し主は、乳製品の半分をもらうという取り決めをすることができる。

但し、小作人がすべての滅失の責任を負うという取り決めをすることはできない。

第1829条 家畜賃貸借契約は、小作地の賃貸借契約とともに終了する。

第1830条 家畜賃貸借契約は、そのほか単純家畜賃貸借契約についての規則に従う。

第5節 不適切に家畜賃貸借と呼ばれる契約 (Du Contrat improprement appelé Cheptel)

第1831条 一頭または数頭の牛を泊めるためおよび餌をやるために貸与し、貸主がその所有権を留保するときは、貸し主はそこで生まれた子牛だけを得る。

第9編 会社契約 (Du Contrat de Société)

第1章 総則 (Dispositions générales)

第1832条 会社とは、そこから生じる利益を分配する目的で、2人以上の者がなんらかの物を共通することについて合意する契約をいう。

第1833条 すべての会社は、合法的な目的を有しなければならず、当事者に共通の利益のために契約されなければならない。

各社員は、会社に金銭、その他の財、稼業を提供しなければならない。

第1834条 会社の目的が150フラン以上の価値であるときは、会社は証書を作成しなければならない。

その額または価値が150フラン未満であっても、会社の契約書の内容に反することもまたその内容以外のことも、その契約書以前、契約書の時、またはそれ以後に言われたと主張されることについては証人による証言は認められない。

第2章 会社の種類 (Des diverses espèces de Sociétés)

第1835条 会社は包括会社または特殊会社とする。

第1節 包括会社 (Des Sociétés universelles)

第1836条 包括会社は、現に所有するすべての財産についての会社と利益についての会社の2種類に区別される。

第1837条 現に所有するすべての財産についての会社とは、社員が現に所有している動産、不動産およびそこから引き出すことができる利益をすべて共通の物とする会社である。

社員は、その中にその他のあらゆる種類の利益を含ませることができる。但し、将来、相続、贈与または遺贈によって得る財産は、受益のためでなければその会社に含まれない。これらの財産を会社の所有権に入れるための取り決めはすべて禁止される。但し、夫婦間およびそれに関する規定に従った取り決めはこの限りでない。

第1838条 利益についての会社は、名目を問わず、会社存続中に社員の稼業により社員が得たすべての物を含む。契約の際に社員が所有していた動産もそこに含まれる。但し、社員個人の不動産は受益のためでなければそこには含まれない。

い。

第1839条 包括会社の単純な協約で他に説明なしになされたものは、利益についての包括会社としかみなされない。

第1840条 包括会社は、相互に財産を授受できる者の間でしか、また相互に利益を得て他人に損害を与えることを禁じられていない者の間でしか設立することはできない。

第2節 特殊会社 (De la Société particulière)

第1841条 特殊会社とは、ある一定の物、その物の利用、その物から生じる果実だけに適用される会社をいう。

第1842条 指定された事業のために、またはなんらかの職業を行うために結合した複数の者による契約は特殊会社である。

第3章 社員間の義務および第三者に対する義務 (Des Engagements des Associés entre eux et à l'égard des tiers)

第1節 社員間の義務 (Des Engagements des Associés entre eux)

第1843条 会社は、別の時期が指定されていないときは、契約のときに始まる。

第1844条 会社の存続期間について取り決めがないときは、第1869条が定める修正のもとで、社員の生涯にわたって契約されたものとみなされる。または限られた期間の事業については、その事業が継続する全期間にわたって契約されたものとみなされる。

第1845条 各社員は、会社に提供することを約束したすべてのものについては会社に対する債務者である。

その提供が特定物であり、会社がそれを奪われたときは、その社員は、売り主が買い主に対するのと同様に、会社に対してその物の保証人である。

第1846条 社員が会社に対してある額の金銭を提供しなければならないのにそれをしなかったときは、それを支払わなければならない日から、当然に且つ訴えを受けることなしに、その金額の利息についての債務者となる。

会社の資金から得た金銭に関しても、個人のために引き出した日から、同様とする。

より多い損害賠償については、必要がある場合には、すべて別とする。

第1847条 会社に対して自己の稼業を提供しなければならない社員は、その会社の

目的である稼業の種類によって得た利益を報告しなければならない。

第1848条 社員のうちの一人が、自己の計算について、ある者に請求できる金額の債権者であり、その者が同様の金額を会社に支払わなければならないときは、その債務者から受け取る金額は、全額を充当したという受領書を作成したときでも、会社の債権についてと自己の債権についての二つの債権の額に比例して充当されなければならない。但し、社員のうちの一人が、会社の債権についてその全額を充当したことについて表明したときは、その表明のとおりに執行されなければならない。

第1849条 社員のうちの一人が会社と共通の債権の自己の取り分を受け取り、債務者がそれ以後弁済不能となったときは、その社員が自分のための受領証を特に渡したときでも、その社員は自分が受け取った会社と共通の全額を返還しなければならない。

第1850条 各社員は、その過失により引き起こした損害について会社に対して責任がある。但し、別の事業において自己の稼業により会社のために手に入れた利益でその損害の埋め合わせをすることはできない。

第1851条 その受益だけが会社に渡された特定物であって、それを利用することによって消費しないときは、その物は所有者である社員の危険負担とする。

その物が消費されたとき、その物を保管することによって毀損されたとき、売られる予定であったとき、または登記簿によって定められた評価にもとづいて会社において引き渡されたときは、その物は社員の危険負担とする。

その物が評価されていたときは、社員は評価の額しか請求できない。

第1852条 社員は、会社のために支払った金銭だけを理由としてではなく、また会社の事業のために善良な注意をもって契約した義務および管理と不可分な危険を理由としても会社に対して訴えを起こすことができる。

第1853条 会社の証書が利益または損失について各社員の割合を決めていないときは、各社員の割合は会社の資本における社員の投資に比例する。

自己の労働しか提供しなかった者については、利益または損失についてのその者の割合は、投資が最も少なかった社員の投資と同じであったと決められる。

第1854条 社員が、割合の解決の判断について社員のうちの一人または第三者に任せることに合意しているときは、その判断が明らかに衡平に反する場合でなければ異議を申し立てることはできない。

前項の問題に対して、自分が損害を与えられたと主張する当事者が判断を

知ったときから3カ月以上経過したときまたはその判断の執行の開始を自分の依頼で認めるときは、いかなる異議申し立てもできない。

第1855条 社員一人に利益の全部を与える取り決めは、無効である。

会社の損失全部の負担を取り除くという取り決めも、一人または複数の社員が会社の資本に入れた金銭または財産の負担を取り除くという取り決めも、無効とする。

第1856条 会社契約の特別な条項により会社の管理を任された社員は、他の社員の反対があっても、詐害の意図がなければ、その管理によってあらゆる行為を行うことができる。

前項の権限は、会社が存続する限り、正当な理由がなければ撤回できない。但し、会社契約後の証書によってのみその権限が与えられたときは、その権限は単純な委任として取り消しできる。

第1857条 任務が限定されずまたは他の者と一緒でなければ一人では行為できないと表明されずに、複数の社員が管理の責任を負うときは、各社員はそれぞれ別個にすべての管理行為を行うことができる。

第1858条 管理者の一人が他の管理者と一緒になければ何もできないと取り決められていたときは、新たな取り決めがなければ、別の者がいないで一人だけでは管理行為をすることはできない。別の者が管理行為を現実にはできないときであっても同様である。

第1859条 管理の方法について特別な取り決めがないときは、次の原則による。

1. 社員は、管理権限が相互に自分に与えられたものとみなされる。各人がなしたことは、他の者の同意がなくても、他の社員のために有効である。但し、その管理行為が成就する前に、他の社員またはその中の一人もっている実行に反対する権利はこの限りでない。
2. 各社員は、会社に属する物を利用することができる。但し、慣例によって決められた使用目的に従ってその物を使用し、会社の利益に反しないでそれを利用し、その権利に応じて使用する社員を妨害しない方法で利用する場合に限る。
3. 各社員は、社員に会社の物を保存するために必要な費用を負担すべき義務を負わせる権利を有する。
4. 社員の中の一人は、会社にとって有利だと主張するときであっても他の社員がそれに同意しないときは、会社の不動産を変革することはできない。

第1860条 管理者でない社員は、動産であっても会社に属する物を譲渡することも
抵当に入れることもできない。

第1861条 各社員は、他の社員の同意なしに、会社において自分もっている持ち
分に関して第三者を参加させることができる。しかし、各社員は、会社の管理
権をもっているときでも、他の社員の同意がなければ、第三者を会社に参加さ
せることはできない。

第2節 第三者に対する社員の義務 (Des Engagements des Associés à l'égard des Tiers)

第1862条 商事会社 (société de commerce) 以外の会社においては、社員は、会
社の債務に連帯して責任を負わない。また社員のうちの一人は、他の社員がそ
の一人に権限を与えない限り、他の社員に義務を負わせることはできない。

第1863条 社員は、証書がその持ち分を基準にしてその者の責任を特に限定してい
ないときは、会社におけるその持ち分が少なくとも、契約を結んだ債権者に対
してそれぞれ同等の額および持ち分について責任を負う。

第1864条 義務が会社の勘定のために契約されたという取り決めは、契約した社員
のみを拘束し、契約していないその他の社員を拘束しない。但し、その他の社
員が一人の社員に権限を与えていたときまたは一人の社員が負った義務が会社
の利益になる場合はこの限りでない。

第4章 会社を終了させる諸方法 (Des différentes manières dont finit la Société)

第1865条 会社は、次のことにより終了する。

1. 契約された期間の満了,
2. 会社財産の消滅または取引の成就,
3. 社員のいずれかの自然死,
4. 社員のいずれかの民事死亡, 禁治産または支払い不能,
5. 一人または複数の社員が社員をやめるという意思。

第1866条 期間が限定された会社の延長は、会社契約と同じ様式の書面によらな
ければ証明されない。

第1867条 一人の社員が一つの物の所有権を会社と共有することを約束し、それが
実行される前にその物がなくなったときは、すべての社員について会社の解散
が行われる。

利用だけが共通であってその所有権が社員に残っていたときは、その物の消失によるすべての場合において、同様に会社の解散が行われる。

しかし所有権が会社に提供されていた物の消滅によっては会社の解散は行われぬ。

第1868条 社員の一人が死亡した場合、会社はその相続人と共にまたは生存している社員の間だけで継続すると取り決められていたときは、その取り決めは存続する。生存社員の間で会社が継続するときは、死亡のときにこの社員の立場に関しては、死亡した社員の相続人は会社の持ち分しか権利がなく、死亡した社員の死亡以前になされたことについては必要な権利の範囲でしか死後の権利には関与することはできない。

第1869条 社員の一人の社員をやめるという意思による会社の解散は、会社の存続期間が限定されている会社にしか適用されず、すべての社員に通知されたその意思により行われる。但し、その意思が善意で、不都合な時になされなかった場合に限る。

第1870条 社員が共同で得るために引き出した利益を会社のものであるために意思表示したときは、意思表示は善意でなされたものではない。

事態全体ではなく且つその解散が延期されることが会社にとって重要であるときは、意思表示が不都合な時になされたことになる。

第1871条 期間を限った会社の解散は、正当な原因がなければ合意された時以前には社員の一人によって請求できない。正当な原因とは、別の社員が義務を果たさなかったことまたは日常的な欠点が会社の事業にとって不適切なものになったことまたはその合法性や重要性が裁判官の判定に委ねられるようなことである。

第1872条 相続の分配、分配の様式、共同相続人間に生じる義務に関する規定は社員間の分配に適用される。

商事会社に関する規定 (Disposition relative aux Sociétés de commerce)

第1873条 本編[*第9編]の規定は、法律および商慣習に反しない問題については商事会社に適用される。

第10編 貸借 (Du Prêt)

第1874条 貸借には次の2種類がある。

それを壊すことなしに使用することができる物の貸借、
使用によって消費される物の貸借。
最初の貸借は使用貸借と呼ばれる。
2番目の貸借は消費貸借と呼ばれる。

第1章 使用貸借 (Du Prêt à usage, ou Commodat)

第1節 使用貸借の性質 (De la nature du Prêt à usage)

第1875条 使用貸借とは一方の当事者が他方の当事者に使用するために物を引き渡す契約であり、借り主は使用した後その物を返還しなければならない。

第1876条 この賃貸借は、基本的に無償である。

第1877条 貸し主は、貸した物の所有者のままである。

第1878条 商売にかかわる物で使用により消費されない物は、すべてこの契約の目的となり得る。

第1879条 使用貸借により構成される義務は、それを貸した者の相続人および借りた者の相続人に受け継がれる。

しかし、借り主の事情を考慮しないで貸したときは、借り主の相続人は貸された物の享有を継続することはできない。

第2節 借り主の義務 (Des Engagements de l'Emprunteur)

第1880条 借り主は、善良な家父の注意をもって貸された物の管理および保管に注意しなければならない。借り主は、その本質および取り決めに定められた使用以外にその物を使用することはできない。これに反する場合はすべて、必要なときは、損害賠償をしなければならない。

第1881条 借り主が使用方法と異なってその物を使用または返すべき期間より長い期間それを使用したときは、借り主は、不可抗力であっても、生じた滅失について責任を負わなければならない。

第1882条 借り主が自分の物を使ってそれを守ることができた偶然のできごとによって、借りていた物がなくなったときまたはそのうちの自分が選んだ一つしか守ることができなかったときは、なくなった物について責任を負わなければならない。

第1883条 貸したときに物が評価されていたときは、たとえ偶然の事故であって

も、反対の取り決めがない限り、借り主は生じた滅失について責任を負う。

第1884条 利用のために貸されていた物が利用の結果だけで壊れ、借り主にはなんの過失もないときは、借り主は損壊の責任を負わない。

第1885条 借り主は、貸し主が自分に義務があることの補償として物をとっておくことはできない。

第1886条 借り主は、物を使用するために借り主がなんらかの出費をしたときでも、それを貸し主に請求することはできない。

第1887条 複数の者が共同で同一の物を借りたときは、借り主は、連帯して貸し主に責任を負う。

第3節 使用貸借を行う者の義務 (Des Engagements de celui qui prête à usage)

第1888条 貸し主は、取り決めた期間の後でなければまたは取り決めがないときは貸した物が借り主の使用の役に立った後でなければ、貸した物を取り戻すことはできない。

第1889条 取り決めの期間中または借り主の必要がなくなる前に、貸し主はその物に緊急で不測の必要が生じたときは、裁判官は事情によりその物を貸し主に返す義務を借り主に課することができる。

第1890条 貸借期間中に借り主が物の維持のために貸し主の予見しなかった特別に必要な出費の義務を負わされたときは、貸し主は、借り主にその費用を返還しなければならない。

第1891条 貸した物にそれを使用する者に害を及ぼすような欠陥があったときは、貸し主が欠陥を知っており且つそのことを借り主に知らせなかったときは、貸し主が責任を負わなければならない。

第2章 消費貸借 (Du Prêt de consommation, ou simple Prêt)

第1節 消費貸借の性質 (De la nature du Prêt de consommation)

第1892条 消費貸借とは、一方の者が他方の者に使用によって消費される一定量の物を引き渡し、借り主が貸し主に同種同量の物を返還する契約である。

第1893条 この契約の効果により、借り主は貸された物の所有者となり、その物を失ったときはそれを失った方法を問わず借り主の損失となる。

第1894条 獣類のように同種類であっても個々に異なる物を消費貸借として貸与す

ることはできない。その場合は使用貸借となる。

第1895条 金銭の貸借から生じる義務は、常に契約で示された数の額とする。

金銭を返還する前に通貨の価値に増減があったときでも、債務者は、返還のときに通用していた通貨で借りた額を戻さなければならない。

第1896条 前条で定められた規則は、金塊でなされた貸借であるときは、適用されない。

第1897条 契約された物が金塊または商品であるときは、価格の増減があるときでも、借り主は常に同量同質のものを返還しなければならないが、それだけを返還すればよい。

第2節 貸し主の義務 (Des Obligations du Prêteur)

第1898条 消費貸借においては貸し主は、使用貸借について第1891条で定められた責任を負わなければならない。

第1899条 貸し主は、取り決められた期間の前に貸した物の返還を求めることはできない。

第1900条 返還の期限が定められていないときは、裁判官は、事情に応じて借り主に猶予の期間を認めることができる。

第1901条 借り主が支払えるときに支払うまたは支払う資力があるときに支払うということだけが取り決められていたときは、裁判官は事情に応じて支払い期限を定めることができる。

第3節 借り主の義務 (Des Engagements de L'Emprunteur)

第1902条 借り主は、取り決められた期限に借りた物と同質同量の物を返還しなければならない。

第1903条 借り主が取り決められた期限に借りた物と同質同量の物を返還することができないときは、借り主は、取り決めに従ってその物を返還しなければならない時と場所においてその価格を返還しなければならない。

この時と場所が決まっていなかった場合は、借り入れがなされた時と場所の値段で支払いをしなければならない。

第1904条 借り主が借りた物またはその価格を取り決められた時期に返さないときは、借り主は、貸し主が裁判で請求した日からその利息を支払わなければならない。

第3章 利息付き消費貸借 (Du Prêt à intérêt)

第1905条 金銭、商品またはその他の動産の消費貸借のために利息を契約で定めることは認められる。

第1906条 契約で定められていなかった利息を支払った借り主は、それを取り戻すことも元本から控除することもできない。

第1907条 利息は法定または約定で決められる。法定利息は法律で定められる。約定利息は法律が禁じていない場合は法定利息を超えることができる。

約定利息の利率は書面によって決めておかなければならない。

第1908条 利息を定めずに貸与された元金の領収書は、その支払いとみなされ、利息の支払いは免除される。

第1909条 貸し主は、要求することを禁じられた元金のかわりに利息を契約で定めることができる。

この場合、この貸借は年金設定 (constitution de rente) という名称である。

第1910条 この年金には終身年金 (rente viagère) と永久年金 (rente perpétuelle) とがある。

第1911条 永久年金は本質的に買い戻しができる。

契約当事者は、10年を超えることができない期間より前にまたは当事者が決めた期間の前に債権者に知らせることなしには買い戻しができないことを合意することはできる。

第1912条 永久年金の債務者は、次の場合には買い戻しを強制される。

1. 債務者が2年間債務の履行をしなかったとき、
2. 債務者が債権者に契約で約束した担保を提供しなかったとき。

第1913条 永久年金の元本は、債務者の破産または支払い不能の場合には請求できる。

第1914条 終身年金に関する規則は、射倖契約 (Contrats aléatoires) の編で定められる。

第11編 寄託および係争物寄託 (Du Dépôt et du Séquestre)

第1章 寄託一般および寄託の種類 (Du Dépôt en général et de ses diverses espèces)

第1915条 寄託とは、一般に、一方の者が他方の者から物を受け取り、一方の者が

それを保管し現物のままで返還する契約である。

第1916条 寄託には2種類ある。厳密な意味での寄託と係争物寄託である。

第2章 厳密な意味での寄託 (Du Dépôt proprement dit)

第1節 寄託契約の性質および本質 (De la nature et de l'essence du Contrat de dépôt)

第1917条 厳密な意味での寄託は、基本的に無償の契約である。

第1918条 動産でなければ寄託の目的とすることはできない。

第1919条 寄託は、寄託物の現実の引き渡しまたは仮装の引き渡し (tradition feinte) [*引き渡しの名宛て人が、他のなんらかの名義で事実上すでに物を受け取りまたは保持しているときに、名義の転換のみによって達成される引き渡し。] によらなければ完全とはならない。

仮装の引き渡しは、寄託の名目で寄託者に渡すことに同意した物を、別の名目で用意したときは、十分である。

第1920条 寄託は任意的または必要である。

第2節 任意的寄託 (Du Dépôt volontaire)

第1921条 任意的寄託は、寄託する者と寄託を受ける者との相互の合意により形成される。

第1922条 任意的寄託は、寄託物の所有者によらなければまたはその明示もしくは黙示の同意がなければ、正式になされない。

第1923条 任意的寄託は、書面によって立証されなければならない。人的証拠は150フランを超える価格については認められない。

第1924条 150フランを超える寄託が書面によって立証されないときは、受託者として異議を申し立てられた者は、寄託の事実自体についてまたは寄託の目的である物についてまたはその返還の事実について、その供述にもとづいて信用される。

第1925条 任意的寄託は、契約の法的能力のある者の間でしか行われぬ。

契約の法的能力のない者が行った寄託を契約の法的能力のある者が受理したときは、その者は真の受託者としての義務を果たさなければならない。その者は、寄託をした者の後見人または管理人によって訴えられることがある。

第1926条 法的能力のある者が法的能力のない者に寄託を行ったときは、寄託を

行った者は寄託された物が受託者の手元に現存するときでなければその物を取り戻す訴訟を行うことはできずまたその物が受託者の利益となるまでの限度のほかその価格を取り戻す訴訟を行うことはできない。

第3節 受託者の義務（Des Obligations du Dépôtitaire）

第1927条 受託者は、寄託物の保管期間に、自分の物の保管期間に払うのと同じ注意を払わなければならない。

第1928条 前条の規定は、次の場合には、さらに厳密に適用されなければならない。

1. 受託者が寄託を受けるについて自ら申し出た場合、
2. 受託者が寄託物の保管について報酬を取り決めた場合、
3. 寄託が受託者の利益のためにだけなされた場合、
4. 受託者があらゆる種類の過失について責任をもつと明白に取り決めた場合。

第1929条 受託者は、いかなる場合にも、不可抗力による事故について責任を負わない。但し、寄託物を返還しないでいたときはこの限りでない。

第1930条 受託者は、寄託者の明示または黙示の許可がなければ、寄託物を自分で利用することはできない。

第1931条 受託者は、自分に寄託された物が閉じられた箱または封緘された封筒に入れられていたときは、寄託された物が何であるかを知らうとすることはできない。

第1932条 受託者は、自分が受け取ったのと同じ物を返還しなければならない。

したがって、貨幣の寄託を受けた者は、貨幣の価値に増減がある場合でも寄託を受けたのと同じ貨幣を返還しなければならない。

第1933条 受託者は、返還のときに存在する状態で寄託物を返還すればよい。受託者の行為によらないで起こった破損は寄託者が責任を負う。

第1934条 受託者が不可抗力で寄託物を失いその代わりに金銭または他の物を受け取ったときは、受託者は代わりとして受け取った物を寄託者に返還しなければならない。

第1935条 受託者の相続人が寄託を知らないで寄託物を善意で売ったときは、自分が受け取った価格を返還するだけでよいまたは金銭を受けとらなかったときは買い手に対する訴訟を寄託者に譲渡すればよい。

第1936条 受託者の受け取った寄託物が果実を生んだときは、受託者はその果実を

返還しなければならない。受託者は寄託された金銭の利息を払うには及ばない。但し、その金銭を返還すべきなのにそれをしなかった日からの利息は払わなければならない。

第1937条 受託者は、自分に寄託をした者またはその名において寄託がなされた者または寄託物を受け取るために指名された者だけに寄託物を返還すればよい。

第1938条 受託者は、寄託をした者に寄託物の所有者であるという証拠を要求することはできない。

受託者が寄託物が盗まれたことおよび盗まれた寄託物の真の所有者が誰であるかを発見したときは、受託者は真の所有者に自分が寄託を受けたことを告知しなければならない。定められた必要な期間内に勧告をもってそのことを要求しなければならない。告知がなされた者が寄託を要求しなかったときは、受託者は寄託をした者にその物を返還して慣習により有効に義務を免れる。

第1939条 寄託をした者の自然死または民事死亡の場合、寄託物は寄託者の相続人だけに返還される。

相続人が複数いるときは、寄託物は各相続人にその取り分および分け前について返還されなければならない。

寄託物が分割できないときは、相続人の間で寄託物を受け取ることについて合意しなければならない。

第1940条 寄託をした者が身分を変えた場合、たとえば女性が寄託をしたときには独身であったがそれ以後婚姻し夫の権力のもとにあるようになった場合、寄託をした成人が禁治産になった場合、その他すべて同様の場合には、寄託物は寄託者の権利および財産を管理する者だけに返還すればよい。

第1941条 寄託が、補佐人、夫または管理者によりそれらの資格でなされた場合は、それらの者の管理が終了したときは、寄託物は補佐人、夫、管理者が代理する者だけに返還すればよい。

第1942条 寄託契約が返還をなすべき場所を指定していたときは、受託者は、寄託物をその場所に持って行かなければならない。返還の費用があるときは、寄託者の負担とする。

第1943条 寄託契約が返還の場所を指定していないときは、受託者は、寄託の場所で返還しなければならない。

第1944条 寄託物は、契約で返還について一定の期間を定めていたときでも、寄託者の要求があれば直ちに寄託者に返還しなければならない。但し、受託者の手元に差し押さえ状または寄託物の返還および移転に対する異議申し立て状があ

るときはこの限りでない。

第1945条 不誠実な受託者には譲与の利益は認められない。

第1946条 受託者自身が寄託物の所有者であることが判ったときおよびそのことが証明されたときは、受託者のあらゆる義務はなくなる。

第4節 寄託をした者の義務 (Des Obligations de la personne par laquelle le Dépôt a été fait)

第1947条 寄託者は、受託者が寄託物の保管のために使った費用を返済しなければならずまた寄託物によって受託者に引き起こされた損失を賠償しなければならない。

第1948条 受託者は、寄託物のために支払わなければならなかった費用の全部を返済してもらうまで寄託物を差し押さえることができる。

第5節 必要的寄託 (Du Dépôt nécessaire)

第1949条 必要的寄託とは、火災、建物の崩壊、略奪、海難またはその他の予期しない出来事などによって強制された寄託をいう。

第1950条 必要的寄託については、その価格が150フラン以上であっても、証人の証言は認められる。

第1951条 必要的寄託は、さらに上で定められたすべての規則に従わなければならない。

第1952条 宿屋の主人は、そこに宿泊する旅行者がそこに持ち込んだ物について受託者としての責任を負う。この種の物の寄託は必要的寄託とみなされる。

第1953条 宿屋の主人は、宿屋の使用人および係人または宿屋に出入りしたその他の者によって引き起こされた旅行者の財物の窃盗または損害について責任を負わなければならない。

第1954条 宿屋の主人は、武力を用いた行為またはその他の不可抗力によって行われた窃盗については責任を負わない。

第3章 係争物寄託 (Du Séquestre)

第1節 係争物寄託の種類 (Des diverses espèces de Séquestre)

第1955条 係争物寄託には、合意によるものと裁判によるものがある。

第2節 合意による係争物寄託 (Du Séquestre conventionnel)

第1956条 合意による係争物寄託とは、それを返還すべき第三者の間で係争のある物を、争訟が終了した後に、一人または複数の者が係争物を取得すべしと判決された者に行う寄託である。

第1957条 係争物寄託は無償ではない。

第1958条 係争物寄託が無償の場合は、厳密な意味での寄託についての規則に従う。但し、後に定めるような違いがあるときはこの限りでない。

第1959条 係争物寄託は、動産だけでなく不動産も目的とすることができる。

第1960条 係争物寄託に責任のある受託者は、すべての利害関係者の同意がなければまたは正当に判決された理由がなければ、係争が終了するまで責任を免除されない。

第3節 裁判上の係争物寄託または寄託 (Du Séquestre ou Dépôt judiciaire)

第1961条 裁判所は、次の物の係争物寄託を命じることができる。

1. 債務者に対して差し押さえられた動産、
2. 二人以上の者の間で所有権または占有権が争われている不動産または動産、
3. 債務者が弁済のために提供した物。

第1962条 差し押さえ物件の保管者である裁判所主任書記 (gardien judiciaire) の機関は、差し押さえ人と主任書記の間に、相互の義務をもたらす。主任書記は、差し押さえられた財産の保存のために善良な家父の注意を傾けなければならない。

主任書記は、差し押さえの解除の場合には、売却について差し押さえ人の負担免除のために、執行がなされた当事者に対して差し押さえ物件を提示しなければならない。

差し押さえ人の義務は、法律が定める賃金を主任書記に支払うことである。

第1963条 裁判による寄託は、利害関係者の間で合意された者または裁判官が職権で任命した者に委ねられる。

いずれの場合においても、物件を委託された者は、合意による寄託に伴うすべての義務に従わなければならない。

第12編 射倖契約 (Des Contrats aléatoires)

第1964条 射倖契約とは、すべての当事者にとっても、またそのうちの一人もしくは複数の者にとっても、不確かな出来事に依存する相互的な一つの約定である。それには次のものがある。

保険契約,

冒険貸し (prêt à grosse aventure) [*海難事故発生の場合に、借り主に対し、貸付金の全部または一部の貸し主への返還を免除するという特約をもってなされる利息付き貸し付け。],

賭博および賭け事,

終身年金契約,

最初の二つの契約は海事法 (loi maritime) により規制される。

第1章 賭博および賭け事 (Du Jeu et du Pari)

第1965条 法律は賭博の債務または賭け事の支払いについての訴訟を認めない。

第1966条 武器の取り扱いを訓練するための競技、徒競走または競馬、シャリオ (chariot) [*荷物用の4輪馬車] 競争、球技、身体の器用さおよび鍛錬のための同様な性質をもった遊技は、前条の例外とする。

但し、裁判所は、競技に賭けた金額が過大であると判断したときは、請求を却下することができる。

第1967条 敗者は、いかなる場合においても、任意に支払ったものの返還を請求することはできない。但し、勝者の側に詐欺、ペテンまたは背信があったときはこの限りでない。

第2章 終身年金契約 (Du Contrat de rente viagère)

第1節 契約の有効性に必要な要件 (Des Conditions requises pour la validité du Contrat)

第1968条 終身年金 [*動産、不動産、資本の提供の代償として、終身支払われる年金] は、有償で、金銭と引き替えに、価値のある動産または不動産について設定することができる。

第1969条 終身年金はまた完全に無償で、生前贈与によってまたは遺言によって設

定することができる。その場合、終身年金は、法律が要求する形式を備えなければならない。

第1970条 前条の場合においては、終身年金が処分を認められた額を超えるときは、減額可能である。終身年金は、終身年金を受け取る能力のない者のためであるときは、無効である。

第1971条 終身年金は、その料金を支払った者についてまたはそれを享有する権利のない第三者について設定することができる。

第1972条 終身年金は、一人または複数の者について設定することができる。

第1973条 終身年金は、その料金を他の者が支払ったときでも、第三者のために設定することができる。

前項の場合、終身年金が無償譲与の性格をもっていても、終身年金は、贈与について要求される形式に従わなくてもよい。但し、第1970条が定める減額および無効の場合はこの限りでない。

第1974条 契約の日に死亡していた者について創設された終身年金は、いかなる効果も生じない。

第1975条 契約の日から20日以内に死亡した病気の患者について創設された終身年金も、その契約としては前条と同様である。

第1976条 終身年金は、それを定める両当事者が好む額で設定することができる。

第2節 契約当事者間での契約の効力 (Des Effets du contrat entre les Parties contractantes)

第1977条 その者のために料金と引き替えに終身年金が設定された者は、設定者がその執行のために取り決められた担保を提供しなかったときは、契約の解除を請求できる。

第1978条 終身年金の支給額を払わなかったことだけでは自分のために年金が設定された者には元本の返済を請求することもまた放棄した不動産を取り戻すことも認められない。ただその債務者の財産を差し押さえ売却させる権利、およびその売却による利益について、支給額の使用のために十分な額の使用を命じまたは同意させる権利しか有さない。

第1979条 設定者は、元本を返済することを申し出てもまた支払った年金を取り戻さないことを申し出ても年金の支払いを免除されない。設定者は、年金が設定されている一人または複数の者に、それらの者の生存期間がどうあろうともまた年金の給付がどんなに高くなろうとも、その生涯にわたって年金を支払わな

ければならない。

第1980条 終身年金は、所有者が生存している日数の割合で支払わなければならない。

しかも所有者が前もって支払われることに合意していたときは、支払われる期間は支払いがなされるべき日から獲得される。

第1981条 終身年金は、それが無償で継続されている場合にかぎって差し押さえできないと定めることができる。

第1982条 終身年金は、所有者の民事死亡によっては消滅しない。その支払いは所有者の生存中は継続されなければならない。

第1983条 終身年金の所有者は、自己の生存を証明した場合に限ってまたは年金が設定されている者の人数の生存を証明した場合に限って、配当金を要求することができる。

第13編 委任 (Du Mandat)

第1章 委任の性質および手続き (De la Nature et de la Forme du Mandat)

第1984条 委任または委任状は、ある者が委任のためにおよび自己の名においてなんらかのことをなす権利を他人に与える行為である。

契約は、受任者の承諾によらなければ成立しない。

第1985条 委任は、公的証書または私署証書によってもまた書状によっても有効に与えられる。しかし、証人の証言は、契約または合意による債務一般の編に合致しなければ受理されない。

委任の承諾は、暗黙でもよく、また受任者が自分に与えられたことを執行したことによっても生じる。

第1986条 委任は、反対の取り決めがない限り、無償である。

第1987条 ある一つのことについてもしくは一つだけのことについての委任は特別であり、またはすべてのことについての委任は一般的である。

第1988条 一般的な表現で表された委任は管理行為しか含まない。

譲渡すること、抵当に入れることまたはその他所有権についての行為に関しては、委任ははっきりと明示されなければならない。

第1989条 受任者は委任において与えられたことを超えては何も行ふことはできない。和解をする権限は仲裁契約を結ぶ権限を含まない。

第1990条 女性および親権解放された未成年者は、受任者として選任され得る。しかし、委任者は、未成年の受任者に対しては未成年者の義務に関する一般の規則に従わなければ訴訟をすることができず、また夫の承諾なしに委任を承諾した既婚の女性に対しては婚姻契約および夫婦各自の権利についての編に定められた規則に従わなければ訴訟をすることができない。

第2章 受任者の義務 (Des Obligations du Mandataire)

第1991条 受任者は、委任が続く限り委任の義務を果たさなければならず、その不作為によって生じた損害について責任を負わなければならない。

受任者は、同様に、ぐずぐずしていると危ないときは、委任者の死亡のときに開始されていたことを完成しなければならない。

第1992条 受任者は、詐欺だけでなくその管理において犯した過失についても責任を負わなければならない。

過失に関する責任は、無償の委任を受けた者に対しては、謝礼を受けた者に対する責任より軽い。

第1993条 受任者は、すべてその管理について報告しなければならず、また委任によって受け取ったすべての物を委任者に引き渡さなければならない。委任者が受け取る権利のなかったものを受け取ったときも同様とする。

第1994条 受任者は、次の場合その管理において自己に代わる者の責任を負う。

1. 誰かに代理してもらう権限を受け取っていない場合、
2. 誰も指名しないでその権限を付与されていた場合および自分が選任した者が明らかに無能力または支払い不能であった場合。

いずれの場合においても、委任者は受任者に代わる者に対して直接に訴訟を起こすことができる。

第1995条 同一の文書によって任命された複数の代理人または受任者がいるときは、それらの者には連帯責任はない。但し、連帯責任が明記されていたときはこの限りでない。

第1996条 受任者が本人の金銭を自分のために使用したときは、その使用の日から金銭の利息を支払わなければならない。その金銭が残余金であったときは、それを委任者に渡さなかった日からその残余金の利息を支払わなければならない。

第1997条 受任者がその資格において契約を結ぶ者にその権限について十分に知らせたときは、それ以上になされたことについていかなる保証の責任も負わな

い。但し、受任者が個人的に義務があるときはこの限りでない。

第3章 委任者の義務 (Des Obligations du Mandant)

第1998条 委任者は、受任者に与えた権限に応じて、受任者と契約した義務を執行しなければならない。

委任者は、その権利を超えてなされたことについては、委任者がそれを明らかに承認したまたは暗黙に承認したことのほかは責任を負わない。

第1999条 委任者は、前払い金および委任の実行のために生じた費用を受任者に返済しなければならない。また約束されていた給金を受任者に支払わなければならない。

受任者の責任に帰すべきなんらの過失もないときは、委任者は前条の返済および支払いを免れることはできない。受任者が受けた事務が成功しなかったときでも、減額できたという口実で費用および前払い金の総額を減額させることはできない。

第2000条 委任者はまた、受任者の責任に帰すべき過失がなければ、受任者がその管理に際して被った損失を受任者に弁償しなければならない。

第2001条 受任者が払った前払い金の利益は、契約された前払い金の日から、委任者が受任者に支払わなければならない。

第2002条 共通の一つの仕事について受任者が複数いるときは、委任のすべての効果について互いに連帯しなければならない。

第4章 委任終了の方法 (Des différentes Manières dont le Mandat finit)

第2003条 委任は、次のことにより終了する。

受任者の罷免、

受任者の委任の放棄、

委任者または受任者の自然死もしくは民事死亡、禁治産、破産。

第2004条 委任者は、適当だと判断するときには委任を取り消すことができる。必要な場合には、証書によって委任を定めていたときは受任者の任命を記している私署証書の原本または副本を、委任者がその原本をもっているときはその謄本を、受任者から委任者に引き渡すように強制することができる。

第2005条 受任者だけに通知された罷免は、この罷免を知らないで遇された第三者に対して対抗することはできない。但し、受任者に対する訴えは委任者に対抗

することができる。

第2006条 同一の事務についての新たな委任の設定は、新たな設定を受任者に通知した日から最初の委任の取り消しに相当する。

第2007条 受任者は、委任の放棄を委任者に通知して委任を放棄することができる。

その放棄が委任者に損害を与えるときは、受任者は損害賠償をしなければならない。但し、受任者が自ら相当な損害を受けることを証明せずには委任を継続することができないときはこの限りでない。

第2008条 受任者が委任者の死亡または委任を中止するその他の理由を知らなかったときは、知らない間に行ったことは有効である。

第2009条 前条の場合において、善意の第三者に対しては、受任者の約束は履行される。

第2010条 受任者の死亡の場合には、相続人はそのことを委任者に通知しなければならない。さし当たり委任者の利益にとって必要なことをしなければならない。

第14編 保証契約 (Du Cautionnement)

第1章 保証契約の性質および範囲 (De la Nature et de l'Étendue du Cautionnement)

第2011条 債務の保証人となる者は、債務者自身が債務を履行しなかったときには、債権者に対してその債務を履行しなければならない。

第2012条 保証は、有効な債務についてしか存在し得ない。

しかも、例えば債務者が未成年であるような債務者の純粋に個人的な例外事情により債務が無効であっても、債務の保証は有効である。

第2013条 保証は、債務者が支払うべきものを超えることはできず、より高い条件で契約することもできない。

保証は、より軽い条件で、債務の当事者のために契約することができる。

債務を超えた保証またはより重い条件で契約された保証は、無効ではない。

その保証は、主たる債務の限度まで減少できるだけである。

第2014条 誰でも、債務を負った者の指図なしに保証人となることができまたその者に知らせずに保証人となることができる。

誰でも、主たる債務者本人の保証人だけでなくまた主たる債務者本人を保証した者の保証人となることができる。

- 第2015条 保証は推定されない。保証は、明示的でなければならずまた契約された限度を超えて拡大することはできない。
- 第2016条 主たる債務について不確定な保証は、債務のすべての付帯的なことに及び、また最初の請求の費用にも及び、またその保証人になされた通知後のすべてのことにも及ぶ。
- 第2017条 保証人の義務は、それが保証人を義務づけているときは、民事拘留を除いて、保証人の相続人に受け継がれる。
- 第2018条 保証人を立てる義務のある債務者は、契約能力があり且つ義務の目的に応じるために十分な財産をもった保証人を立てなければならない。保証人となる者の住所は、保証の契約をする場所の控訴裁判所の管轄範囲になければならない。
- 第2019条 保証人の支払い能力は、商事の場合を除いてまたはその債務の額が僅かな場合を除いて、その不動産所有権についてしか評価されない。
係争中の不動産またはその不動産が遠隔地にあって係争が非常に難しい不動産は考慮されない。
- 第2020条 債権者が認めた保証人が後に自己の意思によりまたは裁判所の判決により支払い不能となったときは、保証人は別の保証人を立てなければならない。
債権者が保証人として要求した者についての取り決めによらなければ保証人として認められない場合にだけ、前項の規則には例外が認められる。

第2章 保証契約の効力 (De l'Effet du Cautionnement)

第1節 債権者と保証人間の保証契約の効力 (De l'Effet du Cautionnement entre le Créancier et la Caution)

- 第2021条 保証人は、債務者が支払いをしなかった場合に限り債権者に支払いの義務を果たさなければならず、債務者はその財産について前もって検索されなければならない。但し、保証人が検索の抗弁の利益を放棄したときまたは保証人が債務者と連帯して債務を負っていたときはこの限りでない。その場合には、保証人の義務の法的効果は連帯債務について定められていた原則により解決される。
- 第2022条 債権者は、保証人が請求しなければ、保証人に対して向けられた最初の提訴について主たる債務者を検索する必要はない。
- 第2023条 検索を請求する債務者は、主たる債務者の財産を債権者に示さなければ

ならず、検索をするために十分な金銭を前払いしなければならない。

保証人は、支払いがなされるべき場所の控訴裁判所の管轄区域以外にある主たる債務者の財産を指示してはならず、また係争中の財産も、また債務者の所有以上の負債の抵当に入れている財産も指示してはならない。

第2024条 債権者は、保証人が前条で認められた財産を指示した検索のために十分な金銭を提供するときは常に、保証について、保証人が指示した財産の高に達するまで、訴訟をしなかったことによって生じた主たる債務者の支払い不能について責任を負わなければならない。

第2025条 複数の者が同一の債務について同一の債務者の保証人となったときは、それらの保証人は、それぞれがすべての債務について責任を負う。

第2026条 前条の複数の保証人は、それぞれ分割の利益を放棄しない限り、債権者に事前に訴権の分割を要求することができ、それぞれの保証金の分担および割り当ての減額を要求することができる。

保証人のうちの一人が分割を判決してもらう場合に、支払い不能の者がいるときは、この保証人は支払い不能者の保証金を比例して支払わなければならない。但し、その保証人は、分割以後に生じた支払い不能を理由として追求されることはない。

第2027条 債権者が自ら任意に自分の訴権を分割したときは、たとえ債権者が分割を承諾した以前に支払い不能の保証人を知っていたときであっても、その分割を取り消すことはできない。

第2節 債務者と保証人間の保証契約の効力 (De l'Effet du Cautionnement entre le Débiteur et la Caution)

第2028条 支払いをした保証人は、債務者が保証人のいることを知っているを知っていないとを問わず、主たる債務者に対して求償権を有する。

その求償は、元本、利息および費用についてなされる。しかも保証人が自分に対してなされた訴訟を主たる債務者に通知した後に保証人が支払った費用についてしか保証人は求償できない。

保証人は、必要な場合には、損害賠償についても求償できる。

第2029条 債務を支払った保証人は、債権者が債務者に対してもっていたすべての権利を代位する。

第2030条 同一の債務について連帯した複数の主たる債務者がいたときは、すべての保証金を払った保証人は、連帯した債務者それぞれに自分が支払った全額の

償還を求償することができる。

第2031条 はじめに保証人は、自分が支払ったことを債務者に知らせなかったときは、次に支払った主たる債務者に対して償還請求できない。但し、債権者に対する償還請求の訴えはこの限りでない。

保証人が主たる債務者から訴えられることなく且つ主たる債務者に知らせずに支払ったときは、支払いのときに債務がなくなったと宣告させるための手段をもっていたことを保証人は債務者に対して訴訟をなすことができない。但し、債権者に対する償還請求は別とする。

第2032条 保証人は、支払いの前であっても、次の場合には債務者によって償還されるために債務者に対して訴えることができる。

1. 保証人が支払いについて裁判で訴えられた場合、
2. 債務者が破産したときまたは支払い不能になった場合、
3. 債務者が一定の時に弁済したことを保証人に知らせなければならない場合、
4. 債務が契約された期限の到来によって請求できるようになった場合、
5. 主たる債務に決められた期日がない場合は、10年の終わりに。但し、後見の職務のように定まった期間内にその義務が消滅するような主たる債務はこの限りでない。

第3節 共同保証人間の保証契約の効力 (De l'Effet du Cautionnement entre les Cofidésjuseurs)

第2033条 債務を支払った保証人は、複数の者が同一債務について同一債務者の保証をしたときは、他の保証人に対してそれぞれの割合部分について支払いを請求することができる。

但し、その請求は、前条で定められたいずれかの場合に、保証人が支払ったときでなければ行えない。

第3章 保証契約の消滅 (De l'Extinction du Cautionnement)

第2034条 保証契約によって生じた義務は、その他の義務と同一の原因により消滅する。

第2035条 主たる債務者およびその保証人がそのうちのいずれかの相続人となったときは、主たる債務者と保証人の間に起こった混同は、保証人を保証する者に対して債権者の訴権を消滅させない。

第2036条 保証人は、主たる債務者に属するあらゆる抗弁で債務に固有の抗弁を債権者に対して申し立てることができる。

但し、保証人は債務者の純粹に個人的な抗弁を申し立てることはできない。

第2037条 債権者の権利、抵当権、特権の代位が、債権者の行為により保証人のために行われなくなったときは、保証人は義務を免除される。

第2038条 債権者が主たる債務の支払いとして不動産またはなんらかの動産を受け取ることを自己の意思で承認したときは、債権者が所有権を剥奪されることになったときでも、保証人は債務を免除される。

第2039条 債権者が主たる債務者に認めた期限の単純な延期では、保証人は債務を免除されず、その場合、保証人は債務者に支払いの強制を訴えることができる。

第4章 法定保証人および裁判上の保証人 (De la Caution légale et de la Caution judiciaire)

第2040条 法律または判決によって保証人を立てるように強制されたときは、提供された保証人は第2018条および2019条に定められた条件を満たさなければならない。

裁判上の保証に関しては、保証人はさらに民事拘留を受けなければならない。

第2041条 保証人を立てることができない者は、その代わりに十分な担保を提供しなければならない。

第2042条 裁判上の保証人は、主たる債務者の検索の抗弁権を要求することはできない。

第2043条 裁判上の保証人を単に保証したに過ぎない者は、主たる債務者および保証人の検索の抗弁権を要求することはできない。

【付記】 翻訳者未校正のため、内容にかかわらない簡単な日本語の打ち損じや、訳文中に記載のあったフランス語のスペルのみ編集委員会で修正いたしました。